

## ◆いじめは、最も身近な人権侵害◆

### いじめ防止対策推進法第1条

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである ※抜粋

### 横浜市いじめ防止基本方針（25年12月策定）

#### 【いじめ防止の基本となる方向性】

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。

## ◆いじめの定義◆

### いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）

第二条 この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。